

加算の基本報酬との併給可否及び基本報酬を算定しない加算のみの算定可否（何れも算定要件を満たしていることが前提）

		基本報酬				基本報酬を算定しない加算のみの算定	備考	他の加算との併給不可
		サービス利用支援費	障害児支援利用援助費	継続サービス利用支援費	継続障害児支援利用援助費			
		1462単位 731単位	1625単位 814単位	1211単位 605単位	1318単位 661単位		上段（Ⅰ） 下段（Ⅱ）	
特別地域加算	基本報酬に +15/100	○	○	○	○	×	減算があれば減算した単位数に加算	
利用者負担上限額管理加算	150単位	○	○	○	○	×		
初回加算	300単位	○		×		×	計画相談支援	・退院・退所加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算
	500単位		○		×	×	障害児相談支援	
特定事業所加算	(Ⅰ) 500単位	○	○	○	○	×	何れか	
	(Ⅱ) 400単位							
	(Ⅲ) 300単位							
	(Ⅳ) 150単位							
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 200単位	○	○	○	○	○	何れか	
	(Ⅱ) 100単位							
退院・退所加算	200単位	○ 3回分 限度	○ 3回分 限度	×	×	×		・初回加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算 (退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合)
居宅介護支援事業所等連携加算	100単位	○		○		○	計画相談支援のみ	
医療・保育・教育機関等連携加算	100単位	○	○	×	×	×		・初回加算 ・退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合
サービス担当者会議実施加算	100単位	×	×	○	○	×		
サービス提供時モニタリング加算	100単位	○	○	○	○	○	1人の相談支援専門員が1月に39件限度	
行動障害支援体制加算	35単位	○	○	○	○	×		
要医療児者支援体制加算	35単位	○	○	○	○	×		
精神障害者支援体制加算	35単位	○	○	○	○	×		